昭和三十二年法律第六十五号 公衆衛生修学資金貸与法

第一条 この法律は、保健所において行う公衆衛生業務の重要性にかんがみ、医師又は歯科医師た

るものに対し、修学資金を貸与することを目的とする。 る保健所の職員の充実に資するため、医学又は歯学を専攻する者で将来保健所に勤務しようとす (公衆衛生修学資金)

第二条 政府は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下単に「大学」 という。)の医学部又は歯学部において医学又は歯学を専攻する学生であつて、将来保健所に勤 う。)を貸与する旨の契約を結ぶことができる。 務しようとするものの申請により、その者に無利息で公衆衛生修学資金(以下「修学資金」とい

かじめ、二月分又は三月分をあわせて貸与することができる。 政令で定める額を貸与するものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、 修学資金は、貸与の契約に定められた月から、大学を卒業する日の属する月までの間、 あら 毎

(返還)

第四条 政府は、第二条の規定により修学資金を貸与する旨の契約を結ぶ場合には、当該年度にお

いようにしなければならない。 いて結ばれる契約に基いて貸与すべき修学資金の総額が予算で定める金額をこえることとならな

第五条 修学資金の貸与を受けようとする者は、 ばならない 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。 政令で定めるところにより、保証人を立てなけれ

第六条 政府は、第二条の規定による契約の相手方(以下「公衆衛生修学生」という。) 号の一に該当するに至つたときは、その契約を解除するものとする。 (貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留) が次の各

心身の故障のため修学の見込がなくなつたと認められるとき

学業成績が著しく不良となつたと認められるとき

修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

死亡したとき。

その他修学資金の貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるとき。

ものとみなす。 その修学資金は、当該公衆衛生修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与された のとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、 を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないも 政府は、公衆衛生修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分

又は同条に規定する健康診断を受けない場合には、 \府は、公衆衛生修学生が正当の理由がなくて第十二条に規定する学業成績表の提出を行わ 修学資金の貸与を一時保留することがで

(返還の債務の当然免除

除を受けることができる。 修学資金の貸与を受けた者は、 次の各号の一に該当するに至つたときは、 返還の債務の免

その引き続く在職期間のうち医師又は歯科医師となつた後の期間が、修学資金の貸与を受けた [管する政令で定めるその他の機関(以下「保健所等」という。)に在職した場合において、 大学を卒業した後、直ちに保健所の職員となり、かつ、引き続き保健所又は公衆衛生行政を (前条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く。) の二分の三に

> 相当する期間(この期間が三年に満たないときは、三年とする。)に達したとき。ただし、 所の職員となつた日から起算して二年以内に医師又は歯科医師となつた場合に限る。 保

- されたとき。 前号に規定する在職期間中に公務により死亡し、 又は公務に起因する心身の故障のため免職
- 2 前項第一号に規定する在職期間を計算する場合においては、月数によるものとし、 その計算に
- 三年法律第二百一号)第十六条の二第一項又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十 き続き保健所等に在職した者が、保健所等の職員でなくなつた後、引き続いて医師法 必要な事項は、政令で定める。 修学資金の貸与を受けた者のうち、大学を卒業した後、直ちに保健所の職員となり、 (昭和二十

の者を、先の保健所等の職員としての玍敵明罰ょをつみせてなりました場合においては、そ床研修を中止し、又は終了した後、引き続いて再び保健所等の職員となつた場合においては、そ床研修を中止し、又は終了した後、引き続いて再び保健所等の職員となった場合においては、それでは、

じ、引き続き保健所等に在職した者とみなして前二項の規定を適用する。

3

第八条 修学資金は、次の各号に規定する場合には、政令の定めるところにより、当該各号に規定 により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期 より貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く。)の二分の一に相当する期間(第十条の規定 する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間(第六条第二項の規定に 内に、返還しなければならない。

貸与を受けた者が、大学を卒業した後、直ちに保健所の職員とならなかつたとき。第六条第一項の規定により、修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。

三 貸与を受けた者が、大学を卒業した後、死亡したとき(前条第一項第二号に該当するときを

Ŧi. 兀 艹 貸与を受けた者が、臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続いて再び保健所等の職員とび保健所等の職員でなくなつた後、引き続いて臨床研修を行なつたときを除く。)。 貸与を受けた者が、保健所等の職員でなくなつたとき(前条第一項第二号に該当するとき及

ならなかつたとき。 貸与を受けた者が、 保健所の職員となつた日から起算して二年以内に医師又は歯科医師とな

(返還の債務の裁量免除)

して修学資金の貸与を受けた期間(第六条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る第九条 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師又は歯科医師となつた後、保健所等に、通算 期間を除く。)の二分の三に相当する期間(この期間が三年に満たないときは、三年とする。)以 の全部を免除することができる。 上在職したときは、修学資金の返還の債務(履行期が到来していないものに限る。以下同じ。)

| 三年以上在職したときは、政令の定めるところにより、修学資金の返還の債務の一部を免除する| 2 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師又は歯科医師となつた後、保健所等に、通算して ことができる。

3 とができる。 因する心身の故障のため免職されたときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除するこ 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、保健所等に在職中に公務により死亡し、又は公務に起

4 (返還の猶予) 第七条第二項の規定は、 第一項及び第二項に規定する在職期間の計算について準用する。

第十条 政府は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間、 債務の履行を猶予することができる。 修学資金の返還の

の在職する期間 修学資金の貸与を受けた者が、医師又は歯科医師となつた後、 保健所等に在職する場合 そ

- つている場合 その臨床研修を行なつている期間 修学資金の貸与を受けた者が、保健所等の職員でなくなつた後、引き続いて臨床研修を行な
- ることが困難であると認められる場合 その理由が継続する期間 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還す
- (昭和三十一年法律第百十四号)第二十六条の規定は、適用しない。 (延滞利息) 前項の規定により修学資金の返還の債務を猶予する場合には、国の債権の管理等に関する法律

を返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還第十一条 修学資金の貸与を受けた者は、正当の理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれ (学業成績表の提出等) すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

第十二条 公衆衛生修学生は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年学業成績表を厚生労働大 臣に提出し、及び健康診断を受けなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十三条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執 行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

1

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年五月一五日法律第四七号)

抄

この法律は、公布の日から施行する。

1

(施行期日)

(公衆衛生修学資金貸与法の一部改正に伴う経過措置)

- 則第九項において「旧法」という。)の規定に基づき既に生じた公衆衛生修学資金 則第九項において「修学資金」という。)の返還の債務に影響を及ぼすものではない。 この法律による公衆衛生修学資金貸与法の改正は、この法律による改正前の同法 一(次項及び附)
- 国家試験に合格し、
- 第一号中「大学を卒業した後」とあるのは「医師法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第金貸与法(以下この項において「新法」という。)の規定の適用については、新法第七条第一項 二号及び第三号中「大学を卒業した後」とあるのは「実地修練を終了した後」とする。 地修練(以下単に「実地修練」という。)を終了した後」と、新法第七条第三項並びに第八条第 四十七号)による改正前の医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十一条第一号に規定する実 一条第一号に規定する実地修練を終了したものに対するこの法律による改正後の公衆衛生修学資 旧法の規定に基づき修学資金の貸与を受けた者であつて、この法律による改正前の医師法第十

(昭和四五年四月一日法律第一三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正に伴う経過措置)

第七条 次に掲げる法律の規定に規定する延滞利息の全部又は一部で施行日前の期間に対応するも のの額の計算については、なお従前の例による。

公衆衛生修学資金貸与法第十一条

(平成八年六月二一日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。 抄

(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)

2

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

> 二項、 法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する 第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日